**9** 

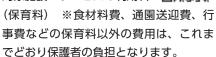
## 新入園児童の 保護者の方へ

#### 保育料無償化の手続き(認定申請)は お済みですか?

お子さんが幼稚園や認可外保育施設など に入園する方は、利用施設の種類などに よって、利用料無償化の事前手続きが必 要となる場合があります。詳しくは市ホー

ムページをご覧ください。 ▶無償化の対象となる費用:

対象施設・サービスの利用料 ・



▶申請期限:入園する1カ月前まで

▶申請方法:下記問い合わせ先まで、認定 申請書などの必要書類を提出してください (申請書様式などは市ホームページからダ ウンロードできます)。

※既に入園予定の施設などから必要書類 を受け取り、みらいこども課に提出が済 んでいる方は、改めて提出する必要はあ りません。

※認定申請書の提出日以前の利用分は無 償化の対象となりませんので、ご注意く ださい。

間 伊奈庁舎みらいこども課(内線 4204)

# 取手地方広域下水道組合 令和6年度入札参加資格審査受付

取手地方広域下水道組合が発注する工事 の請負、設計・測量・地質調査などの業 務委託、物品・役務の提供などの契約に 係る競争入札に参加を希望する方は、申 請書類を提出してください。

#### ▶提出書類

〇申請書および添付書類一式 ※詳しく

は提出要領をご覧ください。 ○電算入力用紙(取手地方 広域下水道組合統一様式)



※提出要領、申請様式、電算入力用紙は、 取手地方広域下水道組合ホームページか らダウンロードできます。

▶受付期間:1月31日(水~2月2日)金

※受付最終日消印有効

▶提出方法:郵送または信書便のみ

▶郵送先:下記問い合わせ先まで

間 〒 302 - 8558 茨城県取手市小文間 173 番地 取手地方広域下水道組合総務 課 契約検査係 ☎ 0297 - 74 - 4174 ☆ ☎ 029 - 824 - 5055

### 市競争入札参加資格申請を 追加で受け付けます

本市が発注する建設工事、業務委託および物 品納入などの競争入札へ参加を希望する方の 「入札参加資格申請」を追加で受け付けます。

▶受付期間:2月1日(木)~15日(木)(土・ 日・祝日を除く)

▶提出書類:詳しくは市ホー ムページをご覧ください。



▶申請方法:郵送のみ

▶登録期間:4月1日(月)~令和7年3月 31 日(月)

▶申請先:下記問い合わせ先まで 間 〒 300 - 2395 つくばみらい市福田 195 つくばみらい市総務部財政課契約 検査係 (内線 2207)

#### 化学肥料削減に取り組む 農業者を支援

県では、肥料価格の高騰による農業経営へ の影響を緩和するため、化学肥料削減に取 り組む農業者に対し、肥料価格高騰分につ いて一定割合の費用を支援します。

▶対象肥料:令和5年秋肥分(令和5年 6~10月に納品または購入分)

▶支援額:肥料価格高騰分の1/3以内(認 定農業者などは2/3以内)

▶申請期限:1月19日金 申請方法など、詳しくはホー ムページをご覧ください。



問 化学肥料削減緊急支援事業支援金審查 デスク 2029 - 301 - 5338

### 税理士による 無料還付申告相談

▶日時:2月1日休 午前10時~正午、 午後1時~4時

▶場所:関東信越税理士会土浦支部 (土浦市中央1 - 11 - 19)

▶対象:給与所得者・年金受給者で年収 600 万円以下の方

▶持ち物:源泉徴収票、各種所得控除証 明書、マイナンバーカード、振込先口座 が分かるもの

▶予約方法:1月23日火までに電話で申 し込み

閰 関東信越税理士会土浦支部

#### 今年度最後の開催です! 空き家の無料相談会

空き家のことについてお困りの事はありま せんか? 相続や売買など、空き家に関す るお悩みを各分野の専門家に無料で相談で きるチャンスです。これを機会に、家の将 来のことを家族で話し合ってみませんか。

○「正直、空き家を持て余しています」 →相談して利活用につなげましょう! 古 い空き家でも意外と需要があります。そ の場で空き家バンクへの登録申請もでき ますよ(お手伝いします)。

○「どうしたらいいか、まったく分からない」 →とにかく相談してみましょう! 相談会か ら今後についてのヒントが見つかるかも。

○「親の名義だし、自分には関係ないかな?」 →あなたが相続人ではありませんか? 空き 家は、所有者(相続人)が対応しない限り 解決しません。他人事ではなく、自分事です。 ○「遠方だから、市役所まで行けないや」 →安心してください、オンラインでも相 談できますよ! パソコンが無くてもスマ ホがあればどこでも OK !

▶日時:2月10日出 ※1組あたり40分 ①午後1時20分 ②午後2時10分 ③午後3時5分 4年後3時55分

▶場所:伊奈庁舎3階会議室

▶対象:市内に空き家を所有している方 もしくは関係者の方、今住んでいる家が 将来的に空き家になるおそれのある方

▶相談方法:個別ブースでの対面による 相談、もしくはオンライン(Zoom 使用) での相談 ※オンライン相談は、相談日 当日までに Zoom の使用環境が整ってお り、ご自身で利用できる方に限ります。

▶定員:各回2組(先着順)

▶相談員:司法書士、宅地建物取引士、 建築士(相談員3人1組で対応)

▶相談内容:空き家の相続および登記な どに関すること、売買に関すること、調 査や改修に関すること など 回路配回

▶相談費用:無料

▶申込方法(事前予約制)

1月10日 (水) 午前8時30分から電話・ メールフォームで申し込みを受け付けま す。第1回、第2回ともに好評で、すぐ に予約が埋まってしまいました。お申し 込みはお早めに!

間 谷和原庁舎住まい開発政策課(内線 5405)